

『臨時福祉給付金』 『子育て臨時特例給付金』が支給されます

支給時期、申請方法等につきましては、詳細が決まり次第、
広報紙や個別通知などで町民の皆さんへお知らせします。

平成26年4月から消費税率が8%に引き上げられることに伴い、暫定的・臨時的な措置として、所得が低い方に「臨時福祉給付金」、子育て世帯の児童手当受給者の方に「子育て世帯臨時特例給付金」が支給されます。

臨時福祉給付金

- 基準日は平成26年1月1日です。
- 支給対象者は、次の条件をすべて満たしている方です。
 - ①基準日において、小野町の住民基本台帳に記録されている方
 - ②平成26年度の町民税(均等割)が課税されていない方
※平成26年度町民税(均等割)が課税されている方の扶養親族などは対象外になります。
 - ③生活保護制度内で対応される被保護者などではない方
- 給付額は、支給対象者1人につき10,000円。
支給対象者のうち、老齢基礎年金、児童扶養手当などの受給者は1人につき5,000円が加算されます。

子育て世帯臨時特例給付金

- 基準日は臨時福祉給付金と同じ平成26年1月1日です。
- 支給対象者は、基準日において、次の条件をすべて満たしている方です。
 - ①平成26年1月分の児童手当(特例給付を含む)の受給者
 - ②平成25年中の所得が児童手当の所得制限額に満たない方
- 給付額は、対象児童1人につき10,000円。
- 対象児童は、基準日において以下の条件をすべて満たした方です。
 - ①支給対象者の平成26年1月分の児童手当(特例給付を含む)の対象となる児童
 - ②臨時福祉給付金の対象者ではない児童
 - ③生活保護制度内で対応される被保護者などではない児童

■給付金の基準日、支給対象要件、給付額などについて

	臨時福祉給付金	子育て世帯臨時特例給付金
基準日	平成26年1月1日	平成26年1月1日
対象範囲	●基準日において、住民基本台帳に記録されている方	●平成26年1月分の児童手当(特例給付を含む)の受給者など <対象児童は、平成26年1月分の児童手当(特例給付を含む)の対象となる児童など>
税、所得の要件	●平成26年度の町民税(均等割)が課税されていない方など(町民税(均等割)が課税されている方の扶養親族を除く)	●平成25年の所得が児童手当の所得制限額に満たない方
対象外の範囲	●生活保護制度内で対応される被保護者等は除く	●臨時福祉給付金の対象者は除く ●生活保護制度内で対応される被保護者などは除く
給付額	●1人につき10,000円、加算対象者は15,000円	●対象児童1人につき10,000円

※なお、詳細は小野町公式ウェブサイトまたは、厚生労働省ウェブサイトをご覧ください。

厚生労働省ウェブサイト

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/rinjifukushikyuuufukin/